

《郵便番号》

《医療機関住所》

《医療機関名》 長様

高事第 1386 号

令和 5 年 6 月 16 日

大阪府福祉部長

大阪府健康医療部長

### 高齢者施設等における医療機関との連携の強化について（依頼）

日ごろは、大阪府の福祉行政・健康医療行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。  
さて、本年5月8日より新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類感染症に位置付けられましたが、高齢者施設等においては、引き続き医師による往診等の医療支援や、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制が必要であるため、医療機関とのより一層の連携の強化が求められています。

そのため、本府において、高齢者施設等における協力医療機関等との連携状況等調査（本年5月7日時点 概要以下枠囲み）を実施し、府内の高齢者施設等より、連携する新型コロナウイルス感染症対応が可能な医療機関等について報告をいただいたところです。

貴医療機関におかれましては、本調査において、裏面の【別記】高齢者施設等より、連携する医療機関として報告を受けておりますので、当該高齢者施設等から以下(1)①～③に係る対応の依頼があった場合には、何卒ご協力よろしくお願ひします。

#### ■ 高齢者施設等における協力医療機関等との連携状況等調査＜概要＞

(1) 以下の①～③を満たす医療機関との連携の確保（主な医療機関をひとつ記入されています。）

① 高齢者施設からの電話等による相談への対応

② 高齢者施設への往診（オンライン診療含む）

③ 入院の要否の判断や入院調整（貴医療機関以外への入院調整も含む）

(2) 感染対策の実施（研修・訓練）

(3) オミクロン株対応ワクチン 1 回目（R4 年度秋開始接種：R5 年 5 月 7 日まで）及び 2 回目（R5 年度春開始接種：R5 年 5 月 8 日～8 月末にかけて実施（予定））の接種

(※) 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 3 月 17 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症推進対策本部事務連絡）により、高齢者施設等に対する新型コロナウイルス感染症患者の施設内療養補助については、上記全ての項目を満たすことが要件となっています。

なお、本府において、高齢者施設等へ往診を行う医療機関に対し、「大阪府新型コロナウイルス感染症高齢者施設等への往診等実施協力金」の交付を行っており、連携する医療機関による高齢者施設等への往診も協力金の交付対象となりますので、以下HPにて詳細を確認し、協力金の申請手続きをお願いします。（往診1人あたり1日1回限り 15,100 円 令和5年9月30日まで）

[https://www.pref.osaka.lg.jp/iryoy/2019ncov/r5\\_oushin.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/iryoy/2019ncov/r5_oushin.html)



（お問い合わせ先）

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

施設指導 G 担当：神野、新、神牧、川井

電話：06-6944-7106、06-6944-2675

○往診等実施協力金に関すること

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策支援課

支援企画 G 担当：根来、高山、古田

電話：06-4397-3243、06-4397-3589

○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課

防疫 G 担当：折井、高塚、大橋

電話：06-4397-3249

<裏面>

【別記】貴院を連携先とする高齢者施設等

《施設名》